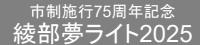
## 広報あやべ お知らせ版10月号

市役所 電話0773(42)3280、ファクス0773(42)4406

## 一人ひとりの幸せをみんなで紡いで 大夫 古り 実現できるまち…





綾部の冬のイルミネーションイベント「綾部夢(ドリム)ライト」。今年は、大きなツリーが登場し、さらにパワーアップして開催します。ぜひお越しください。(記事ID4178)

期 間 11月23日(日・祝)~12月25日(木)

点灯時間 午後5時~9時

場 所 あやベグンゼスクエア(青野町)

### イベント

・11月23日(日・祝):点灯式 ミニコンサートやツリー飾り付けなど

・12月21日(日):クリスマスイベント サンタからのプレゼントやミニコンサート、 スタンプラリーなど

#### 備考

• 入場無料

・あやべ特産館はイベント日のみ午後8時まで営業

・あやベグンゼスクエアは毎週火曜日定休 (イルミネーションは点灯、入場可能)

#### <問い合わせ> 綾部夢ライト実行委員会事務局 観光交流課 電話(42)4273

#### 市制施行75周年記念

## 令和7年度 第8回あやべ市民大学

日時 11月24日(月・振)午後1時30分~3時

場所 あやテラス・ホール (青野町)

演題 人口減少時代の"選ばれる綾部"戦略(仮)

講師 藻谷浩介さん

(日本総合研究所主席研究員)

以降は12月7日(日)、20日(土)に開講を予定

場所 ものづくり交流館多目的ホール

(北部産業創造センター2階、青野町)

※詳細・申し込みは、市ホームページ=二次元コード=でご確認ください。電話での申し込みも可能です。



(記事ID3514)

<申し込み・問い合わせ> 企画政策課 電話(42)4217

# 市制施行75周年記念 綾部もみじまつり

日時 11月28日(金)~30日(日) 午前10時~午後9時(28日は日没~)

場所 大本神苑(本宮町)

ווחחנות



期間中は毎日、 夜間ライトアップを 行います! (日没後〜午後9時)

29日(土)、30日(日)

野だて、箏の演奏、屋台村 スタンプラリー、もみじ音楽祭など

有料駐車場:大本神苑内会場駐車場

無料駐車場:綾部市役所、大本寺町駐車場

<問い合わせ>

綾部もみじまつり実行委員会

(綾部商工会議所)

電話(42)0701 ファクス(42)2777

# 京都弁護士会綾部法律相談センター

京都弁護士会は、法律問題で困りごとがある 人のために法律相談を実施します。秘密は固く 守られます。気軽にご相談ください。

日 時 11月6、13、27日(木) 午後1時~4時20分

場 所 I・Tビル (西町一丁目)

**費 用** 40分 5,500円(税込み) (**※**収入が一定額未満の人は無料)

予 約 相談日の前日までに以下の連絡先へ (定員に達した場合は締め切り)

<申し込み・問い合わせ> 丹後法律相談センター 電話0772(68)3080 ※受付時間 午前9時15分~午後4時30分 (土・日曜日、祝日除く)

## 広報あやべ お知らせ版10月号

市役所 電 話 0773(42)3280 ファクス 0773(42)4406

## 福知山・綾部合同就職フェア

就職・転職のスタートは、 このイベントから!

日時 11月14日(金)午後1時30分~3時30分

場所 福知山市厚生会館(福知山市)

対象 学生、一般求職者等

内容 綾部市、福知山市内に所在する54事業

所による合同就職説明会





○詳細は、市のホームページ= 二次元コード=でご確認くだ さい。



<問い合わせ> 商工労政課 電話(42)4264

(記事ID4019)

#### 11月は

## 「オレンジリボン・ 児童虐待防止推進キャンペーン」

~あなたの気づきを待っています~

市は、国の「秋のこどもまんなか月間」に 合わせて、さまざまな啓発キャンペーンを行 います。



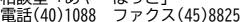
# こどもたちへの虐待を 綾部からなくそう!



子育ての悩みや不安は、家庭児童相談室へ。 相談員や社会福祉士等が専門的な立場から相談 に乗り、必要な場合は関係機関に紹介します。 一人で悩まないで気軽にご相談ください。

<問い合わせ>

家庭児童相談室「あや・ほっと」



### 子どもの教育資金をサポート!

## 国の教育ローン

高校、大学等への入学時や在学中にかかる費用 を対象とした公的な融資制度です。

〇融 資 額 子ども1人当たり350万円以内

利 年3.15% (固定金利) ○金

※母子・父子家庭▽交通遺児家庭▽世帯年収 200万円 (所得132万円) 以内▽子ども3人 以上で世帯年収500万円 (所得356万円) 以 内一の場合は年2.75% (令和7年9月1日現在)

○返済期間 20年以内

〇使 い 道 入学金、授業料、教科書代、塾代、

自宅外通学に必要な住居費用など

毎月元利均等返済 〇返済方法

(ボーナス時増額返済も可能)

〇保 証 教育資金融資保証基金

(連帯保証人による保証も可能)

◆詳しくは、ホームページ(「国の教育ローン」 で検索)か、以下へお問い合わせください。

<問い合わせ>

日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ナビダイヤル(0570)008656 電話03(5321)8656

受付時間 月~金曜日午前9時~午後7時

## **\*\*\***\*\*\*\*

## 小児慢性特定疾病児童日常生活用具 給付申請のご案内

## 事業の概要

小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている 子どもが日常生活をより円滑に過ごせるよう、 必要に応じて用具を給付します。

◆給付の対象となる用具や申請方法など、詳し くは市ホームページ=二次元コード=をご覧 ください。

令和7年8月から「チューブ 型包帯」を追加しました。



(記事ID5898)

<問い合わせ>

こども発達支援施設「あいむ」 (こども支援課)

電話(21)9037 ファクス(21)9038





## 広報あやべ お知らせ版10月号

市役所 電 話 0773(42)3280 ファクス 0773(42)4406



## 市制施行75周年記念

## 全綾部市人権教育研究集会



一人芝居「明日へ!」 宮内則人さん(一万人の一人芝居 座長)

●日時 11月8日(土)

午後1時30分~3時30分

●場所 中丹文化会館(里町)

主催:綾部市人権教育推進連絡協議会

<問い合わせ>

綾部市人権教育推進連絡協議会事務局 社会教育課 電話(42)4326 ファクス(43)0991

### 市立病院

## 知つ得糖尿病2025

- ・最近血糖値が気になる
- ・糖分の多い飲料をよく飲む
- ・しばらく健診を受けていない

など、心当たりはありませんか?

**日時** 11月16日(日)午前9時~正午

場所 市立病院1階外来フロア、2階講堂(青野町)

内容 健康個別相談/運動個別相談/インボディ検査 /血糖測定/栄養相談/お薬相談/足の点検/ 運動教室/クイズ大会/展示

- ・誰でも参加できます(申し込み不要)
- ・イベントによって開催時間が異なります。
- ・希望者が多い場合、イベントに参加できない場 合があります。

#### <問い合わせ>

市立病院1階インフォメーション 電話(43)0123 (内線160) ファクス(42)7870 ※電話は平日午後2時~4時にお願いします。

## 令和7年度こころの健康講演会





## お酒は眠りを助ける?妨げる? 最新の医学的見地から

日時 **12月7日(日)** 

午前10時30分~正午(午前10時~受け付け)

|場所 あやべ・日東精工アリーナ研修室

(市民センター、西町三丁目)

講師 玉木千里さん(京都協立病院院長)

- ●12月5日(金)までに申し込み必要。手話通訳・要約 筆記希望者は11月27日(木)まで。
- <申し込み・問い合わせ> 障害者支援課 電話(42)4318 ファクス(42)8953

## 定額減税補足給付金(不足額給付)

#### ●不足額給付金とは

令和6年分所得税額と定額減税の実績額が確定した後に、令和6年度に実施した当初調整給付の額に不足があった場合、追加で給付するものです。

詳しくは、市ホームページ**(記事ID5949)**をご覧ください。

#### ●案内の発送と手続きについて

対象者には10月1日から順次、確認書を送付しています。給付金を受けるには申請が必要です。確認書が届いたら必要書類と合わせて提出してください。持参か郵送で受け付けます。

申請期限 11月28日(金)(当日消印有効)

※不足額給付の対象者と思われる人で、確認書が 届かない場合はお問い合わせください。

#### <問い合わせ>

- ・提出書類、給付に関すること 社会福祉課 電話(42)3280(内線403)
- ・税に関すること 税務課 電話(42)4235

## 市民憲章かるたの 読み句を大募集!

来年春に開催のかるた大会で使用する 「市民憲章かるた」の読み句を募集します。

#### ■形 式

50音で始まる川柳(五七五)、 短文・標語など

#### ■テーマ

市民憲章に関わる綾部の魅力、 市民憲章の推進につながる日 々の取り組みや願いなど

#### ■応募方法

任意の用紙に必要事項を明記 し郵送、ファクス、メール、 申し込みフォーム(市ホーム ページに記載)のいずれか 【申込期限:11月28日(金)】

■詳しくは、市ホームページ (記事ID5962) をチェック!■

#### ≪必要事項≫

- ①読み句
- ②該当するテーマ

(平和·自治·教育· 環境·産業·計画)

- ③読み句の思いや
- メッセージ ④氏名・団体名
- ⑤住所
- ⑥電話番号



<申し込み・問い合わせ> 綾部市市民憲章推進協議会事務局(市民協働課) 〒623-8501 綾部市若竹町8番地の1 電話(42)4248 メール siminkyodo@city.ayabe.lg.jp

## 今年中に納付した国民年金保険料は 社会保険料控除の対象です!

本年1月1日から9月30日までに国民年金保 険料を納付した人には、10月下旬から11月上旬 に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保 険料)控除証明書」が郵送されます。

(10月1日から12月31日までに、今年初めて国民年 金保険料を納付した人は、来年2月上旬に日本年 金機構から郵送されます)

- ※電子送付希望の登録をした場合は、「ねんきんネ ット」(マイナポータル経由)で控除額を確認で きます。
- ※書面で年末調整や確定申告を行う際は、証明書 の添付が必要です。

なくさないように保管してください。

<問い合わせ>

舞鶴年金事務所 電話0773(78)1165 市民・国保課 電話(42)4253

#### 第21回安全・安心のまちづくり綾部市民大会



パネルディスカッション形式で、犯罪の半 数を占める「再犯」を防止する方策を学びま す。誰でも参加できます。入場無料です。

テーマ 「懲らしめから再犯防止へ」

日時 11月19日(水)午後6時30分~

所 あやテラス・ホール (青野町)

<問い合わせ>

綾部市安全・安心のまちづくり推進協議会事務局

市民協働課 電話(42)4248

## 農地相談会を開催します

- 農業委員、農地利用最適化推進委員が、農地に関 する相談に乗ります。
- ・相談する農地の地番を確認の上、気軽にご相談 ください。事前予約は不要です。

地区	相談会場
綾部	ハート交流センター
中筋	ふれあいセンター
吉美	農業振興センター
西八田	農村婦人の家
志賀郷	志賀郷公民館
東八田	東八田公民館
山家	基幹集落センター
口上林	健康ファミリーセンター
物部	物部営農指導センター
奥上林	林業者等健康管理センター
- <u>豊里</u> - 11月20日(木)	豊里コミュニティセンター
中上林	観光センター
	<ul><li>綾市</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li><li>一方</li></ul>

※時間はいずれも午後1時30分~4時30分

<問い合わせ>農業委員会事務局 電話(42)4269

